

社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会食支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が市内で食支援事業を行う団体（以下「団体」という。）に対して、食支援事業を行うために要する経費の一部を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成団体の要件)

第2条 前条に掲げる団体は、次に掲げるものとする。

(1) 3名以上の構成員による任意団体、各種法人とする。但し、営利団体及び営利法人を除く。

(2) その他、本会会長（以下「会長」という。）が特別に認めたもの

(助成対象となる事業)

第3条 第3条 助成対象となる食支援事業は、次に掲げるものとする。

(1) 「地域食堂」や「子ども食堂」と呼ばれる食を介した居場所事業

(2) その他、会長が特別に認めた事業

(助成金の使途)

第4条 助成金の使途は、食支援事業に係る人件費を除いた運営費、事業費の一部とする。

(助成金の額等)

第5条 助成金額は、毎年度予算の範囲内で1団体2万円以内を年度内1回交付するものとする。ただし、会長は予算の範囲内で別に交付額を定めることができる。

(助成金の申請)

第6条 助成金を受けようとする団体は、本会が指定する日までに助成金交付申請書（様式1）に次に掲げる必要書類を添付して会長に提出しなければならない。

(1) 事業実施に伴う計画書及び収支予算書

(2) その他本会が必要と認めた書類

(助成金の決定)

第7条 会長は、申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等を審査し、交付を適当と認めたときは交付額を決定し、交付決定通知書（様式2）により団体に通知するものとする。ただし、申請額が予算の範囲を超える場合は、抽選により交付する団体を決定するものとする。

(助成金の適正使用)

第8条 交付決定を受けた団体等は、本会の指示事項を守り、助成金を適正に使用しなければならない。

2 会長は、助成対象団体等が偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けた場合は助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部の額を返還させるものとする。

(使途報告)

第9条 助成を受けた団体等は、当該年度終了後30日以内に助成金報告書（様式3）に事業実施報告書、事業収支決算書、助成金相当分の領収書の写しを添付し会長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。